

清須市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

平成31年2月26日

清 須 市 監 査 委 員 黒 川 了 一

清 須 市 監 査 委 員 浅 井 泰 三

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

黒川 了一
浅井 泰三

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

(1) 監査の実施期間及び対象部局課・対象期間

①健康福祉部高齢福祉課、健康福祉部子育て支援課、建設部都市計画課

対象期間：平成30年4月1日から平成30年9月30日までの所管事務

実施期間：平成30年11月1日から平成30年11月26日まで

②建設部上下水道課、教育部生涯学習課、教育部スポーツ課、

監査委員事務局監査課

対象期間：平成30年4月1日から平成30年10月31日までの所管事務

実施期間：平成30年12月1日から平成30年12月26日まで

③議会事務局議事調査課、会計管理者会計課

対象期間：平成30年4月1日から平成30年11月30日までの所管事務

実施期間：平成31年1月4日から平成31年1月30日まで

(2) 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正・改善を要する軽微な事項については、その都度、監査の対象部局課に対し、是正指導を行った。

各所管の事務事業の内容及び監査の結果について主なものは、次のとおりである。

1 健康福祉部高齢福祉課

主な所管の事務は、高齢者福祉、介護保険、介護予防、老人福祉施設に関することである。

地域包括支援センター業務委託等、賃貸借、工事、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金及び行政財産の目的外使用についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

2 健康福祉部子育て支援課

主な所管の事務は、保育所、児童館、子育て支援センター、母子・寡婦福祉、児童手当、家庭児童相談に関することである。

(仮称)西枇杷島児童センター新築工事实施設設計業務等、賃貸借、工事、備品購入、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金及び交付金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

3 建設部都市計画課

主な所管の事務は、都市計画事業の企画・実施、開発行為、建築確認、都市公園、都市計画街路、屋外広告物、ちびっこ広場及び児童遊園に関することである。

都市公園管理委託業務等、工事、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

4 建設部上下水道課

主な所管の事務は、下水道事業の計画施工、都市下水路、公共下水道に伴う管理業務、流域下水道事業、春日地区の水道事業、名古屋市上下水道局の連絡調整に関することである。

公共下水道汚水管渠実施設計等業務委託等、賃貸借、工事、備品購入、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

5 教育部生涯学習課

主な所管の事務は、生涯学習の振興、青少年育成、国際交流、文化振興、文化団体及び施設管理、文化財に関する調査・研究、男女共同参画、春日公民館・にしびさわやかプラザ・清洲市民センターの管理に関することである。

市立中学校生徒海外派遣業務等、賃貸借、工事、その他の契約文書及び使用料徴収

などの事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、補助金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

6 教育部スポーツ課

主な所管の事務は、スポーツ普及・振興、スポーツ団体の指導育成、社会体育施設の管理及び運営に関することである。

清洲勤労福祉会館プール内渡り階段取替え等改修工事設計業務等、工事、その他の契約文書及び使用料徴収などの事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び補助金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

7 監査委員事務局監査課

主な所管の事務は、各種監査、決算審査、例月出納検査、住民監査請求に関することである。

事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

8 議会事務局議事調査課

主な所管の事務は、議会関係規程の制定改廃、議員の報酬、議員の身分、本会議・委員会、議会広報紙の発行、政務活動費の交付に関することである。

議事堂音響設備改修工事等、委託、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び交付金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

9 会計管理者会計課

主な所管の事務は、市の出納、決算に関する会計事務である。

歳入事務電算化システム業務委託等、県証紙管理台帳、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

第5 監査のまとめ

他の事務も含め、予算決算会計規則、契約規則、物品管理規程を始め職務権限規程、各種事務処理要綱、取扱要領、基準等の規定に基づく、基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務処理、執行に努められるよう求めます。